

鎌倉市くらし見守りネットワークの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年8月規則第21号。以下「規則」という。）第13条に定めるもののほか、鎌倉市くらし見守りネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力機関 規則第1条の2第1項に定める機関をいう。
- (2) 協力事業者等 ネットワークの趣旨に賛同した市内で事業活動を行う事業者及び公共的な活動を行う団体をいう。
- (3) 見守りに必要な支援 協力機関又は協力事業者等（以下「協力機関等」という。）に属する者が日頃の業務、活動を行う中で、鎌倉市市民のくらしをまもる条例（昭和50年6月条例第1号）第17条に規定する見守り対象者を発見した場合において、当該見守り対象者にその支援に資する相談先等を情報提供すること又は当該見守り対象者の状況を市に連絡することをいう。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 見守りに必要な支援の実施に関すること。
- (2) 市が実施する消費者被害の防止又は救済のための施策に協力すること。
- (3) 前号に掲げる施策の周知に関すること。

(協力事業者等の登録)

第4条 ネットワークに参加しようとする協力事業者等は、鎌倉市くらし見守りネットワーク賛同書兼登録届出書（第1号様式）を市長に提出するものとし、市長は届け出内容を確認の上、鎌倉市くらし見守りネットワーク登録事業者（団体）台帳（第2号様式）に登録する。

- 2 市長は、前項の登録をしたときには、当該協力事業者等の名称を市のホームページ等で公表することができる。

(協力事業者等の登録変更)

第5条 協力事業者等は、前条の規定により登録した内容に変更が生じた場合は、鎌倉市くらし見守りネットワーク登録事項変更届出書（第3号様式）を市長に提出するものとし、市長は登録台帳に登録された内容を変更するものとする。

(協力事業者等の登録の取消)

第6条 協力事業者等が、登録の取消をしようとするときは、鎌倉市くらし見守りネットワーク登録辞退届（第4号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定又は協力事業者等として不適切な事由があると認めるときは、協力事業等に対し、速やかに鎌倉市くらし見守りネットワーク登録取消通知書（第5号様式）を交付することにより、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、鎌倉市くらし見守りネットワーク登録事業者（団体）台帳から、当該協力事業者等を削除する。

(市の役割)

第7条 市の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力機関等への協力依頼に関すること。
- (2) 協力機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 協力機関等から連絡を受けた際に必要となる対応に関すること。
- (4) その他事業の実施に関し市長が必要と認める業務に関すること。

(個人情報の保護)

第8条 協力機関等は、ネットワークの活動により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）に基づき、適切に取り扱うよう必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第9条 協力機関等は、ネットワークの活動により知り得た情報を他に漏らしてはならない。第6条の規定により登録が取り消された後も同様とする。

(庶務)

第10条 ネットワークの庶務は、消費生活を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。